

奈良市中小企業資金融資制度一覧表

令和5年4月1日現在

融資の種類	融資限度額	利率 (上限)	融資期間	償還方法	連 帯 保 証 人	信用保証及び担保	資 格 要 件	取扱金融機関	備 考		
事業設備資金	1,500万円	年 1.50% 以下 (固定金利)	5年以内 (うち据置6月以内)	月賦その 他の分割		【信用保証】 奈良県信用保証協会の保証を要します。 (保証料のうち70%は、市が負担します。) 【担保】 必要に応じ、奈良県信用保証協会が徴収	(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める奈良県信用保証協会の保証制度による信用保証を受けることができる者であること。 ○ 事業設備資金、事業運転資金又は短期事業資金 普通保証制度 ○ 無担保無保証人小口事業資金 無担保無保証人特別小口保証制度 ○ 小規模企業小口事業資金 小口零細企業保証制度 ○ 創業支援資金 創業関連保証制度	南 都 銀 行 り そ な 銀 行 関西みらい銀行 奈良信用金庫 大和信用金庫 奈良中央信用金庫 中 京 銀 行 三 十 三 銀 行 京 都 銀 行 京都中央信用金庫	【融資制度の併用】 原則として一企業において複数の融資を受けることはできませんが、短期事業資金は、事業設備資金、事業運転資金、小規模企業小口事業資金又は創業支援資金との併用が可能です。 この場合、短期事業資金と併用される資金の残高との合算額が当該併用される資金の限度額以内であることが必要です。 (例) 現在利用中の事業運転資金の残高が700万円である場合：事業運転資金の限度額1000万円までの300万円につき短期事業資金の利用が可能		
事業運転資金	1,000万円		4年以内 (うち据置6月以内)								
短期事業資金	500万円		1年以内 (うち据置6月以内)								
小規模企業小口事業資金 ○設備資金 ○運転資金	設備資金 1,250万円 運転資金 1,000万円	設備資金 5年以内 (うち据置6月以内) 運転資金 4年以内 (うち据置6月以内)	【個人の場合】 原則として不要 【法人の場合】 奈良県信用保証協会の定めるところによる							【信用保証】 奈良県信用保証協会の保証を要します。 (保証料のうち70%は、市が負担します。) 【担保】 不 要	(2) 次のいずれかに該当すること。 ○ 市内に居住(法人にあっては、主たる事業所が所在)していること。 ○ 市内に事業所を有していること。 ○ 市内で事業を行う具体的計画を有していること。 (3) 市税を完納していること。(無担保無保証人小口事業資金にあっては、原則として市民税の所得割又は法人税割を含む。その他の資金にあっては、非課税も可)
創業支援資金 ○設備資金 ○運転資金	1,000万円	設備資金 5年以内 (うち据置6月以内) 運転資金 4年以内 (うち据置6月以内)									
無担保無保証人小口事業資金 ○設備資金 ○運転資金	1,000万円	設備資金 4年以内 (うち据置6月以内) 運転資金 3年以内 (うち据置6月以内)									

注意：裏面の【注意事項】を必ずお読みください。

令和 5 年度
中小企業のみなさんへ

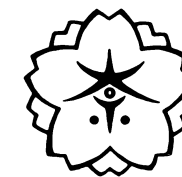
中小企業融資制度のご案内

お問い合わせ

奈良市観光経済部産業政策課（市役所北棟 2 F）

電話 0 7 4 2 - 3 4 - 4 7 4 1

お気軽にご相談下さい



奈良市観光経済部産業政策課

【申込手続】（概要）

- 1 借入を希望する取扱金融機関へ奈良市制度を利用した融資について相談を行います。
- 2 申込に必要な書類をそろえ、融資を受けようとする金融機関を経て奈良県信用保証協会へ保証申込を行ってください。奈良県信用保証協会は、申請者の経営状況等を調査し、保証の諾否を決定します。
- 3 金融機関と保証協会による審査の結果、融資可能であると判断されると、融資を受けることが可能となります。融資実行時に、金利とは別に奈良県信用保証協会へ納める保証料が必要になります。
- 4 融資を受けたときの条件に則って金融機関に返済を行います。

【注意事項】

- ① 無担保無保証人小口事業資金と他の信用保証を要する融資の併用はできません。
※無担保無保証人小口事業資金は令和5年度を以て終了予定です。
- ② 借り換えを目的とした融資申請は、原則として受付できません。但し、
 - ・本制度による既存債務を対象とするものに限り、当該既存債務の半額以上が弁済されていること
 - ・同一金融機関での借換であること
 - ・条件変更していないこと
 - ・延滞していないことを条件に借換可とします。
- ③ 事業上の用途以外に融資を利用される恐れがある融資申請は、受付できません。
- ④ 虚偽の融資申請をされた場合は、利用を取り消すことがあります。
- ⑤ 設備資金と運転資金が同時に必要な場合は、事業上必要である資金の金額が多い方の融資制度の申請となります。
- ⑥ 申請の際、必要に応じ他の書類等の提出を求める場合があります。
- ⑦ 融資保証（保証額等）の決定は、奈良県信用保証協会が行います。
- ⑧ 法人による無担保無保証人小口事業資金については、奈良県信用保証協会においては取扱いされません。
- ⑨ 奈良県信用保証協会へは、融資を受けようとする金融機関を経て、保証申込を行ってください。

【信用保証に関する問い合わせ】

奈良県信用保証協会

奈良市法蓮町 1 6 3 番地の 2 電話 0 7 4 2 - 3 3 - 0 5 5 2